

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 保健医療・薬事

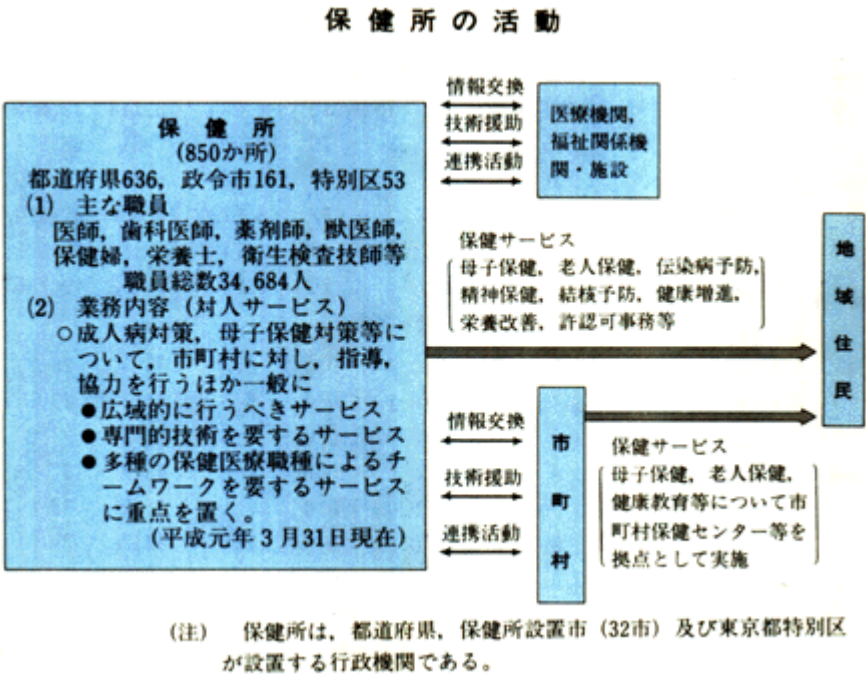
1 保健医療の実施体制

(1) 保健所・市町村保健センター

地域住民に対する保健サービスは、保健所及び市町村が実施している。このため、保健所には多様な専門職種と設備が配置され、市町村には、保健婦の配置と市町村保健センターの整備が進められている。

なお、市町村保健センターは、市町村が行う成人病、母子保健等の対人保健サービス活動及び地域住民の行う自主的な保健活動等の拠点としての施設として活用されている(昭和63年度末で979か所を設置)。

保健所の活動



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 保健医療・薬事

1 保健医療の実施体制

(2) 医療施設

第Ⅲ-1-1表 医療施設の現状

第Ⅲ-1-1表 医療施設の現況								
(昭和63年10月1日現在)								
	定 義	総 数	開 設 者 別					
			国	厚生省	公立・公的等	私 的	医療法人	個 人
病 院	病床20床以上	10,034 (1,634,309)	402 (159,474)	255 (105,820)	1,505 (380,512)	8,127 (1,094,323)	3,855 (599,819)	3,410 (287,469)
診 療 所 ()内 病床数	一般	79,752 (276,603)	508 (2,403)	10 (5)	4,607 (4,967)	74,637 (269,233)	1,754 (12,869)	66,221 (253,818)
	歯 科	49,756 (240)	2 (-)	- (-)	366 (-)	49,388 (240)	860 (29)	48,250 (209)

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

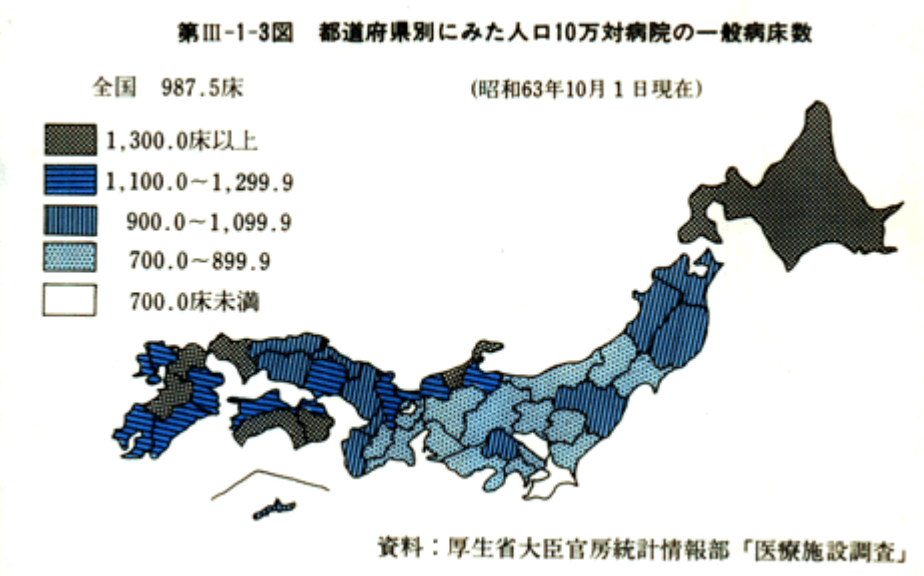
第Ⅲ-1-2表 医療施設数・人口10万対施設数の推移

第Ⅲ-1-2表 医療施設数・人口10万対施設数の推移

年次	総 数	病 院						一 般 診療所	歯 科 診療所
		総 数	精 神	伝染	結 核	らい	一 般		
		(施 設 数)							
昭和45	106,882	7,974	896	35	160	14	6,869	68,997	29,911
50	113,973	8,294	929	27	87	16	7,235	73,114	32,565
55	125,500	9,055	977	20	39	16	8,003	77,611	38,834
60	134,075	9,608	1,026	12	27	16	8,527	78,927	45,540
61	136,242	9,699	1,035	13	22	16	8,613	79,369	47,174
62	137,275	9,841	1,044	13	19	16	8,749	79,134	48,300
63	139,542	10,034	1,048	12	18	16	8,940	79,752	49,756
		(人口10万対施設数)							
昭和45	103.0	7.7	0.9	0.0	0.2	0.0	6.6	66.5	28.8
50	101.8	7.4	0.8	0.0	0.1	0.0	6.5	65.3	29.1
55	107.2	7.7	0.8	0.0	0.0	0.0	6.8	66.3	33.2
60	110.8	7.9	0.8	0.0	0.0	0.0	7.0	65.2	37.6
61	112.0	8.0	0.9	0.0	0.0	0.0	7.1	65.2	38.8
62	112.3	8.0	0.9	0.0	0.0	0.0	7.2	64.7	39.5
63	113.6	8.2	0.9	0.0	0.0	0.0	7.3	65.0	40.5

(注) 昭和60年以降は10月1日現在であり、昭和55年以前は年末現在である。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第Ⅲ-1-3図 都道府県別にみた人口10万対病院の一般病床数



第Ⅲ-1-4表 病床数・人口10万対病床数の推移

第Ⅲ-1-4表 病床数・人口10万対病床数の推移

年次	総 数	病 院						一 般 診療所	歯 科 診療所
		総 数	精 神	伝 染	結 核	ら い	一 般		
		(病 床 数)							
昭和45	1,312,628	1,062,553	247,265	23,144	176,949	13,217	601,978	249,646	429
50	1,428,482	1,164,098	278,123	21,042	129,055	14,020	721,858	264,085	299
55	1,607,482	1,319,406	308,554	18,218	84,905	12,235	895,494	287,835	241
60	1,778,979	1,495,328	334,589	14,619	55,230	10,471	1,080,419	283,390	261
61	1,816,194	1,533,887	340,506	14,109	51,367	10,205	1,117,700	282,046	261
62	1,860,595	1,582,393	347,196	13,772	48,938	9,997	1,162,490	277,958	244
63	1,911,152	1,634,309	352,504	13,226	46,256	9,887	1,212,436	276,603	240
		(人 口 10 万 対 病 床 数)							
昭和45	1,265.5	1,024.4	238.4	22.3	170.6	12.7	580.4	240.7	0.4
50	1,276.1	1,039.9	248.5	18.8	115.3	12.5	644.9	235.9	0.3
55	1,373.2	1,127.1	263.6	15.6	72.5	10.5	765.0	245.9	0.2
60	1,469.9	1,235.5	276.5	12.1	45.6	8.7	892.7	234.2	0.2
61	1,492.7	1,260.7	279.9	11.6	42.2	8.4	918.6	231.8	0.2
62	1,521.8	1,294.2	284.0	11.3	40.0	8.2	950.8	227.3	0.2
63	1,556.5	1,331.1	287.1	10.8	37.7	8.1	987.5	225.3	0.2

(注) 昭和60年以降は10月1日現在であり、昭和55年以前は年末現在である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第Ⅲ-1-5表 平均在院日数,病床の種類の推移

第Ⅲ-1-5表 平均在院日数, 病床の種類の推移

(単位：日)

年 次	総 数	精神病床	伝染病床	結核病床	らい病床	一般病床
昭和45年	55.3	455.4	17.6	385.3	11,118.1	32.5
50	54.8	486.8	16.8	317.7	14,148.6	34.7
55	55.9	534.8	17.8	252.6	7,250.7	38.3
56	56.4	534.8	17.1	240.5	6,930.0	39.2
57	56.1	529.8	18.7	231.7	6,827.0	39.6
58	55.1	536.0	18.1	221.2	5,986.7	39.2
59	54.6	538.9	16.4	215.2	8,560.3	39.4
60	54.2	536.3	18.3	207.2	9,748.1	39.4
61	54.0	532.6	18.9	200.3	10,735.5	39.7
62	52.9	522.3	18.7	181.6	9,365.5	39.3
63	52.1	509.0	16.2	169.9	10,884.2	39.0

資料：厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」

第Ⅲ-1-6表 諸外国の病院数・病床数・一般病院の病床利用率及び在院日数

第Ⅲ-1-6表 諸外国の病院数・病床数・一般病床の病床利用率及び在院日数

国 名	病院数	病 床 数		病床利用率 (%)	平均在院日数 (日)
		総 数	一般病院 (再 掲)		
日 本 (1988)	10,034 (8.2)	1,634,309 (1,331.1)	1,360,899 (1,108.4)	82.3	39.0
ア メ リ カ (1980)	7,051 (3.1)	1,333,360 (585.7)	1,081,348 (475.0)	73.9 [1979]	7.9 [1979]
イングランド・ ウェールズ (1974)	—	420,943 (855.6)	—	78.8 [1972]	13.1 [1972]
西 ド イ ツ (1980)	3,234 (5.3)	707,710 (1,149.6)	425,941 (691.9)	83.4	14.9
フ ラ ン ス (1977)	3,548 (6.7)	567,618 (1,069.4)	438,460 (826.0)	79.2	13.6
スウェーデン (1980)	711 (8.6)	123,074 (1,480.9)	60,480 (727.7)	77.3	12.5
イ タ リ ア (1979)	1,832 (3.2)	554,595 (974.5)	413,507 (726.6)	68.7	11.5
ソ 連 (1978)	23,400 (9.0)	3,201,000 (1,225.3)	—	—	—

- (注) 1. 国により病院の定義が異なるが、ここでは WHO の統計表に従った。
2. 病院数、病床数の()内は人口10万対である。
3. 日本の病床利用率及び平均在院日数は一般病床の数値である。

資料：外国は WHO「World Health Statistics Annual 1983」

日本は厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 保健医療・薬事

1 保健医療の実施体制

(3) 医療関係者

第Ⅲ-1-7表 医療関係者の現況

第Ⅲ-1-7表 医療関係者の現況

職 種	人 数 (63年末 現 在)	養 成 施設数 (元年4月)	入 学 定 員 (元年4月)	職 種	人 数 (63年末 現 在)	養 成 施設数 (元年4月)	入 学 定 員 (元年4月)
医 師	201,658	80	7,795	診療放射線技師	30,604	30	1,657
歯 科 医 師	70,572	29	2,747	臨床検査技師	100,212	70	3,539
薬 剤 師	143,429	46	7,725	衛生検査技師	121,145	—	—
保 健 婦	23,559	65	2,598	臨床工学技士	2,199	11	602
助 産 婦	24,402	80	1,990	義肢装具士	699	3	60
看護婦(士)	387,316	869	38,754	栄養士	21,808	276	21,766
准看護婦(士)	342,952	631	32,409	(管理栄養士)	6,290	30	1,485
理学療法士	7,994	44	1,035	あん摩・マッサージ・指圧師	87,519	167	3,331
作業療法士	3,525	29	620	はり師	56,465	96	2,733
視能訓練士	1,588	4	150	きゅう師	54,950	96	2,733
歯科衛生士	36,986	130	7,090	柔道整復師	20,571	14	1,050
歯科技工士	32,518	73	3,382				

資料：1. 医師、歯科医師、薬剤師数については厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」による届出数である。

2. 保健婦数については厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」による。

3. 助産婦、看護婦(士)、准看護婦(士)数については、厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」「病院報告」「衛生行政業務報告」及び一部推計による。

4. 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、義肢装具士数については、免許取得者数である。

5. 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師数については、厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」による。

6. 栄養士、管理栄養士については、厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」による。

第Ⅲ-1-8表 就業形態別医師数

第Ⅲ-1-8表 就業形態別医師数

(昭和63年度)

区分	就 業 形 態	実数 (人)	構成比 (%)
医療施設の従事者	総 数	193,682	96.0
	病院の開設者	3,565	1.8
	診療所の開設者	61,582	30.5
	病院 (医育機関附属病院を除く) の勤務者	81,071	40.2
	診療所の勤務者	11,075	5.5
	医育機関附属病院の勤務者	36,389	18.0
老人保健施設の従事者	総 数	22	0.0
医療施設以外の従事者	総 数	6,254	3.1
	臨床以外の医学の教育、研究機関の勤務者	4,111	2.0
	衛生行政又は保健衛生業務の従事者	2,143	1.1
その他	総 数	1,700	0.8
総 数		201,658	100.0

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第Ⅲ-1-9表 諸外国の医療従事者

第Ⅲ-1-9表 諸外国の医療従事者

(人口1万対)

国 名	医 師	歯科医師	薬 剤 師	看護職員
日 本 (1988)	16.4	5.7	11.7	63.4
ア メ リ カ (1984)	21.4	5.9	6.7	83.0
イ ギ リ ス (1981)	16.4	3.1	a) 3.1	32.5
西 ド イ ツ (1984)	25.6	b) 5.7	a) 5.1	50.4
フ ラ ン ス (1986)	c) 31.9	b) 7.2	a) 9.3	—
ス ウ ェーデン (1985)	26.4	b) 11.0	—	84.6
イ タ リ ア (1986)	42.4	0.6	—	—
ソ 連 (1985)	42.1		a) 3.3	—

- (注) 1. 国により医療従事者の定義が異なる。
 2. 看護職員とは、保健婦、助産婦、看護婦 (士) 及び准看護婦 (士) をいう。
 3. a) はchemistを含む。b) は口腔外科を含む。c) はOrdre des Medecinsである。

資料：諸外国はWHO「World Health Statistics Annual 1988」

日本は厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」「医療施設調査」「病院報告」「衛生行政業務報告」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

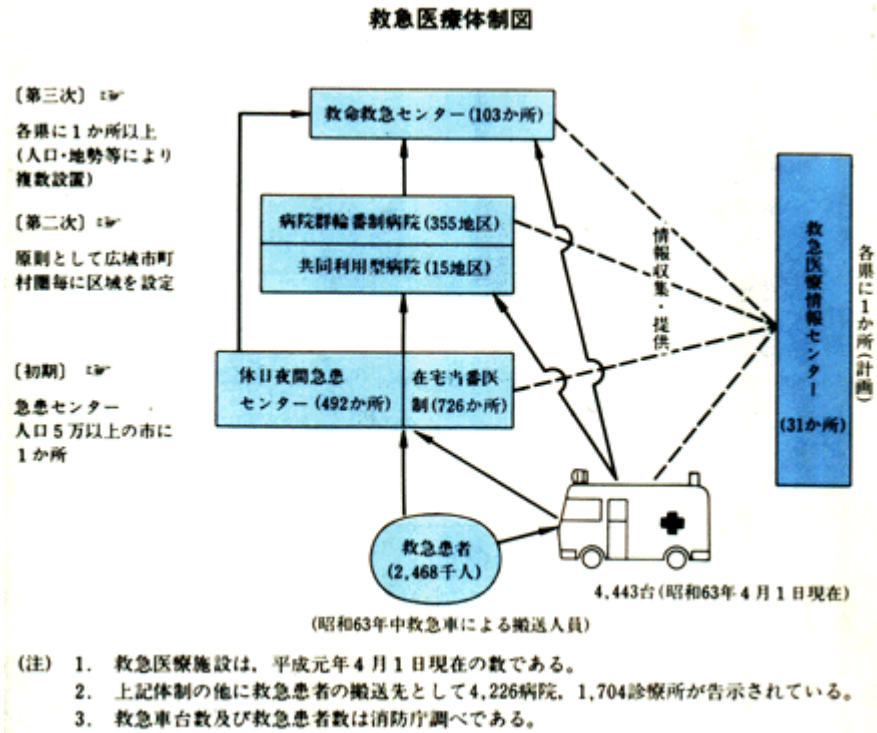
Ⅲ 保健医療・薬事

1 保健医療の実施体制

(4) 救急医療

休日・夜間などに発生する救急患者の医療を確保するため,昭和52年度から体系的,計画的な施策を推進している。

救急区療体制図



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

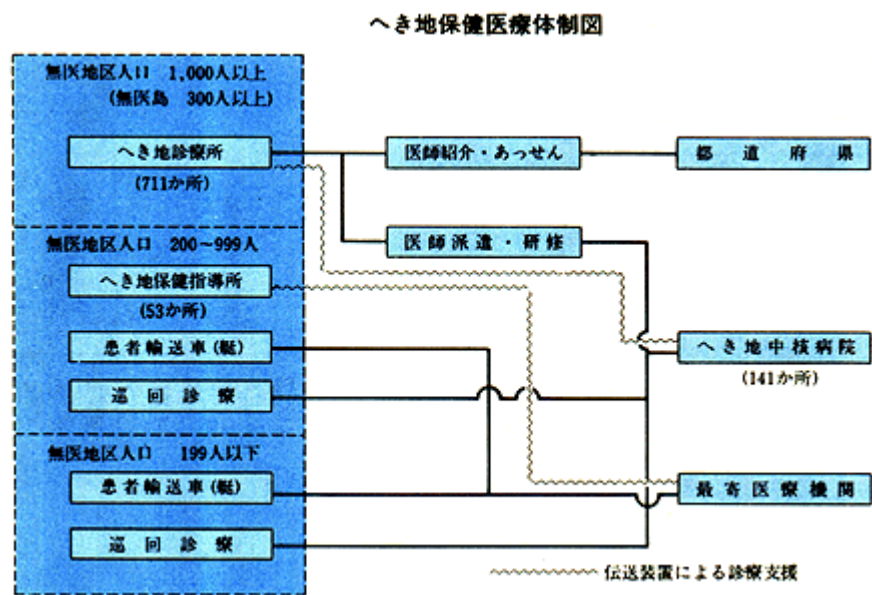
Ⅲ 保健医療・薬事

1 保健医療の実施体制

(5) へき地保健医療

山村,雄島等の医療に恵まれない住民の医療を確保するため,昭和31年度以来施策を推進しているが,現在実施している施策体系を図示すれば次のとおりである。

へき地保健医療体制図



へき地保健医療対策の推移

へき地保健医療対策の推移

	第1次 昭和31年度	第2次 38	42	43	第3次 49	50	第4次 54	55	第5次 60	61	第6次 平成2
無 医 地 区	へき地診療所										
	巡回診療車(船)										
	(36年度)	患者輸送車(艇)									
	へき地保健指導所										
									へき地区医療従事者の紹介・あつせん		
無医地区を有する広域市町村圏					へき地区医療地域連携い対策						
					(46年度)	へき地中核病院					
そ の 他					へき地担当病院協力助成						
					(45年度)	へき地勤務医師等確保修学資金貸与					
								修学資金貸与者ワークショップ			
								へき地区医療情報システム		(財生連協会) 医療費	

資料：厚生省健康政策局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 保健医療・薬事

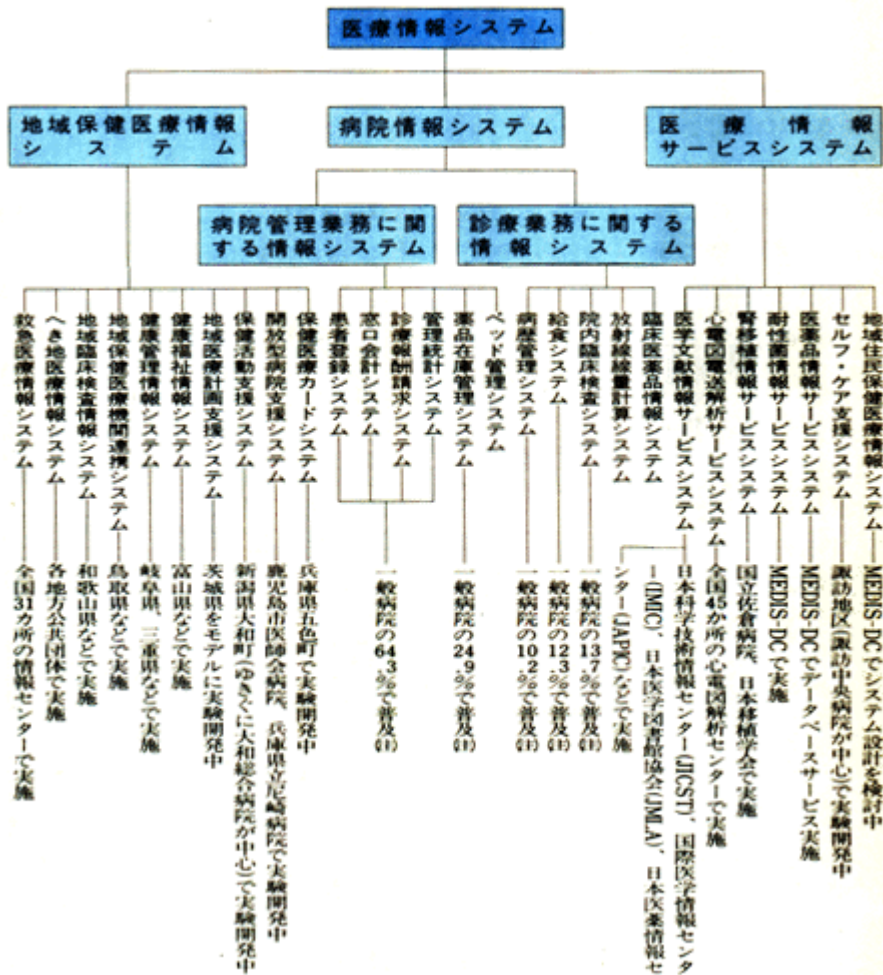
1 保健医療の実施体制

(6) 医療情報システム

医療情報システムは、近年著しい進歩を遂げている情報処理技術及び高度通信技術を保健医療の分野に応用し、保健医療機関内、保健医療機関相互、保健医療機関と地域住民との情報伝達処理の連携、迅速化を行い、保健医療の効率化を図るものである。

医療情報システム概要図

医療情報システム概要図



(注)・昭和62年医療施設調査及び平成元年12月末現在
・MEDIS-DCとは、勸医療情報システム開発センターの略称

1. 通常の限度額を超えて融資ができることになっている総合病院等
2. 地域の実情により特に必要と認められる病院
3. 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県内の病院で借入申込額が2億5千万円を超えるものなど
4. 老人保健施設
5. 疾病予防運動施設、温泉療養運動施設など

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 保健医療・薬事

2 保健医療対策

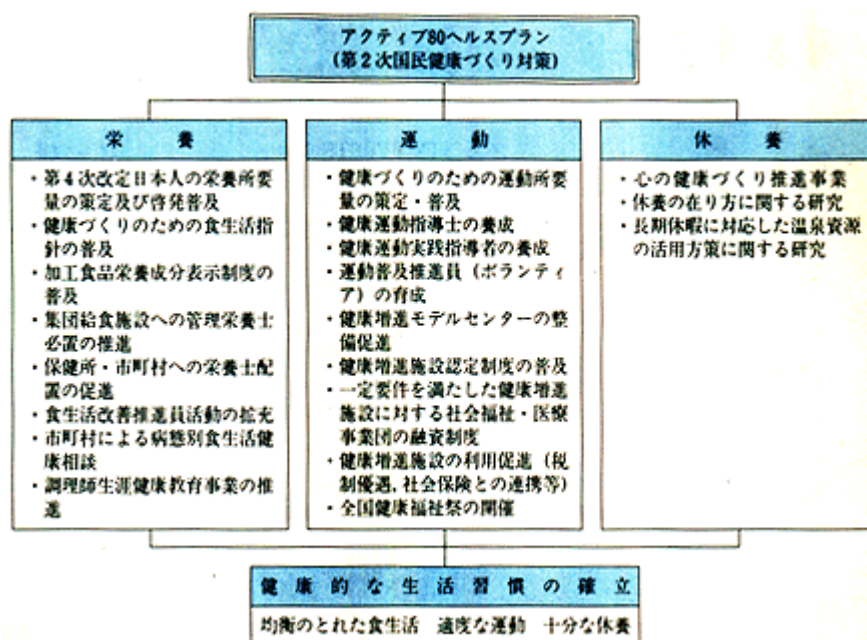
(1) 健康づくり対策

健康づくりは、国民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という自覚を持つことが基本であり、行政としてはこれを支援するため、国民の多様な健康ニーズに対応しつつ地域に密着した保健サービスを提供する体制を整備していく必要がある。このような観点から、1)生涯を通じる健康づくりの推進、2)健康づくりの基盤整備、3)健康づくりの啓発普及の三点を柱とする「国民健康づくり対策」が昭和53年度から推進されている。さらに昭和63年度から、これまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養のすべての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指した「アクティブ80ヘルスプラン」(第2次国民健康づくり対策)を推進している。

◎アクティブ80ヘルスプラン(第2次国民健康づくり対策)

明るく活力のある長寿社会の基盤は健康づくりにあるとの認識の下で、栄養・運動・休養のすべての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指す。

アクティブ80ヘルスプラン(第2次国民健康づくり対策)



◎認定を受けた健康増進施設と標準的マーク

平成元年11月21日付けで次の21施設が、運動型健康増進施設として認定された。認定施設である旨の表示としての標準的マークは次のとおり。

認定を受けた健康増進施設と標準的マーク



施設名	施設の所在地
キリンスポーツクラブせんだい	宮城県仙台市
日本エアロビクスセンター	千葉県長柄町
シグマスポーツクラブ	東京都杉並区
スポーツクラブトリム千住	東京都足立区
東京アスレティッククラブ	東京都中野区
ドゥ・スポーツ・プラザ新宿	東京都新宿区
ドゥ・スポーツ・プラザ晴海	東京都江東区
日産スポーツプラザ	東京都品川区
VIPグリーンクラブ	東京都江東区
ホロニックススタジアム・ARK	東京都港区
リボン館	東京都豊島区
サンウェイ横浜スポーツセンター	神奈川県横浜市
スポーツ&メディカルクラブエイム21	石川県野々市町
愛知医科大学運動療育センター	愛知県長久手町
ヘルコム21	滋賀県大津市
CITY SPORTS すみのえ	大阪府大阪市
新大阪アスレティックスベック	大阪府大阪市
パンジョスポーツセンター	大阪府堺市
南大阪ファンクス	大阪府大阪市
高砂フィットネスクラブ	兵庫県高砂市
レイスポーツクラブ岡山	岡山県岡山市

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 保健医療・薬事

2 保健医療対策

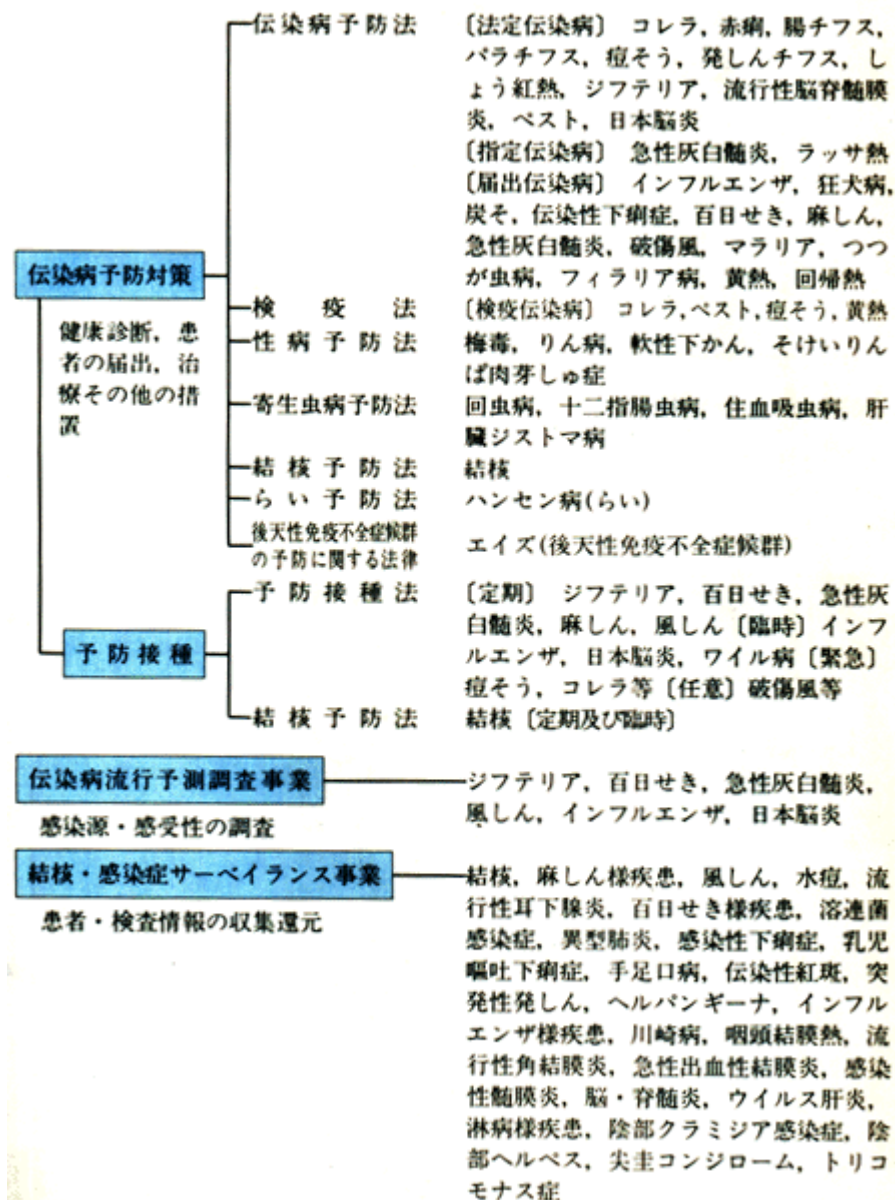
(2) 感染症対策

感染症対策は、伝染病予防対策(予防接種を含む)、伝染病流行予測調査事業、結核・感染症サーベイランス事業が互いに密接な関連を保ちながら行われている。

1) 名種事業とその対象疾病

名種事業とその対象疾病

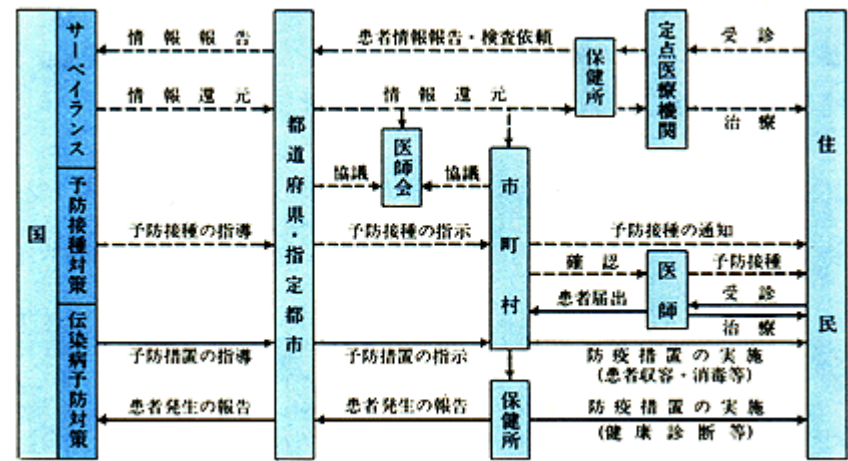
① 各種事業とその対象疾病



2) 組織

組織

②組 織



(注) 本図は伝染病予防法、予防接種法、感染症サーベイランスについてのものである。

3) 予防接種健康被害救済制度

予防接種の実施に伴い、極めてまれにはあるが不可避免的に異常な副反応がみられることにかんがみ、予防接種法に基づく健康被害救済制度を設けている。

第Ⅲ-2-1表 予防接種健康被害認定者数

③予防接種健康被害救済制度

予防接種の実施に伴い、極めてまれにはあるが不可避免的に異常な副反応がみられることにかんがみ、予防接種法に基づく健康被害救済制度を設けている。

第Ⅲ-2-1表 予防接種健康被害認定者数

給付の種類	給付の内容	予防接種の種類と認定者数(人)					
		種 痘	DPT	ポリオ	インフル エンザ	その他	計
医 療 費	自己負担相当額						
医 療 手 当	28,400～30,400円 (月 額)	41	(3) 91	13	(7) 77	(12) 134	(22) 356
障害児養育年金 (18才未満)	34,100～105,800円 (月 額)	33	8	22	(1) 5	14	(1) 82
障 害 年 金 (18才以上)	109,800～223,900円 (月 額)	(2) 168	41	56	16	13	(2) 294
死 亡 一 時 金	18,800,000円						
葬 祭 料	127,000円	14	(3) 15	2	(3) 9	4	(6) 44
計		(2) 256	(6) 155	93	(11) 107	(12) 165	(31) 776

(注) 認定者数は、予防接種法等に基づき平成元年3月31日までに認定された該当者数である。()内は昭和63年度に新規に認定された該当者数の再掲。給付の額は平成元年4月1日現在である。

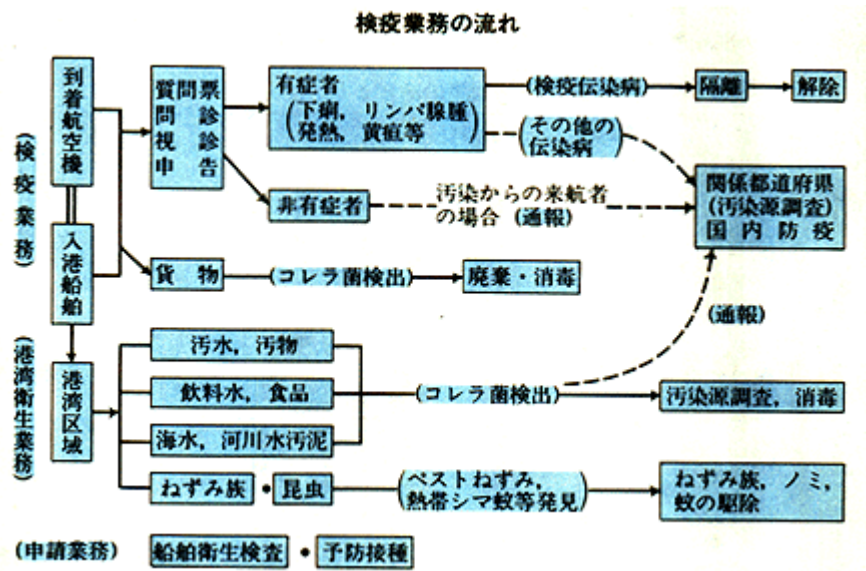
DPT: 百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン

資料：厚生省保健医療局調べ

4) 検疫

国内に常在しない検疫伝染病(コレラ、ペスト、痘そう及び黄熱)が船舶、航空機を介して国内に侵入することを防止するため、船舶、航空機に対する検疫、申請に基づく検査、消毒等の業務及び港湾地域の衛生措置等を行っている。

検疫業務の流れ



第Ⅲ-2-2表 検疫実績の推移

年次	検疫所数		船舶検疫		航空機検疫	
	海港	空港	隻数	人員(千人)	機数	人員(千人)
昭和50年	87	7	41,466	1,189	32,881	4,271
55	84	12	44,957	1,171	40,613	6,698
60	79	13	44,676	1,127	46,476	9,480
63	80	13	46,403	1,142	64,185	13,808

(注) 検疫所には、支所、出張所を含む。
資料：厚生省生活衛生局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 保健医療・薬事

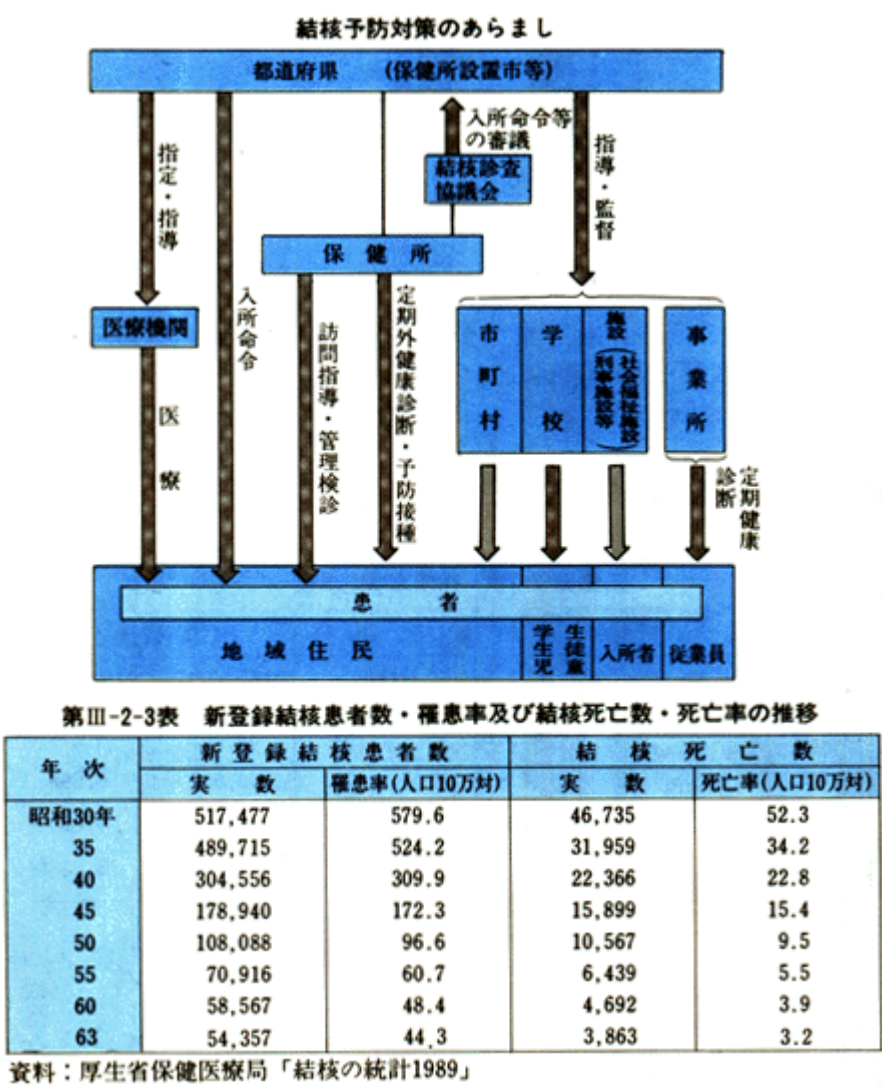
2 保健医療対策

(3) 結核対策

結核患者は、年々減少しているが、今なお年間約6万人の新患者が発生する最大の伝染病である。このため診断治療技術の進歩,まん延状況の変化に対応しつつ,

健康診断,医療,患者管理等の予防対策を推進していく必要がある。

結核予防対策のあらまし



第Ⅲ-2-3表 新登録結核者数・罹患率及び結核死亡数・死亡率の推移

第Ⅲ-2-3表 新登録結核患者数・罹患率及び結核死亡数・死亡率の推移

年 次	新 登 録 結 核 患 者 数		結 核 死 亡 数	
	実 数	罹患率(人口10万対)	実 数	死亡率(人口10万対)
昭和30年	517,477	579.6	46,735	52.3
35	489,715	524.2	31,959	34.2
40	304,556	309.9	22,366	22.8
45	178,940	172.3	15,899	15.4
50	108,088	96.6	10,567	9.5
55	70,916	60.7	6,439	5.5
60	58,567	48.4	4,692	3.9
63	54,357	44.3	3,863	3.2

資料：厚生省保健医療局「結核の統計1989」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 保健医療・薬事

2 保健医療対策

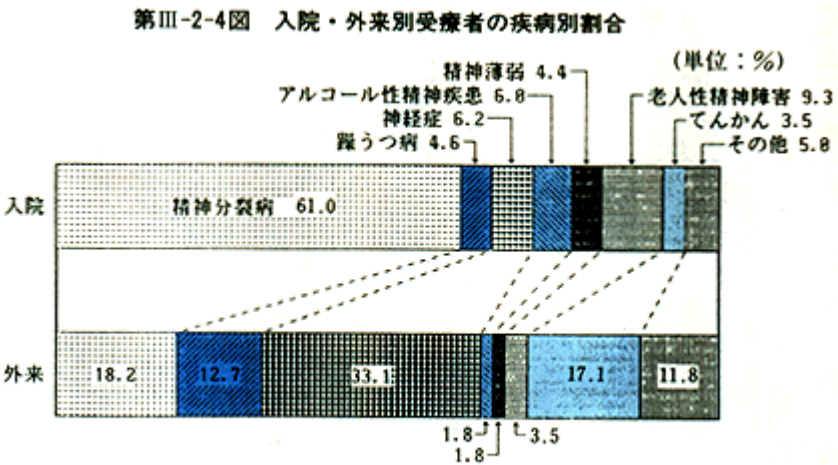
(4) 精神保健対策

精神障害者の福祉の増進及び国民の精神的健康の向上を図るため、精神保健法に基づいて、精神障害者等の
人権に配慮した医療保護の充実、社会復帰の促進、国民

の精神保健意識の向上等精神保健施策を推進している。

1) 概要

第Ⅲ-2-4図 入院・外来別受療者の疫病別割合



資料：厚生省大臣官房統計情報部「患者調査」(昭和62年)

第Ⅲ-2-5表 精神病床数・人民患者数・措置患者数及び外来患者年間延数の推移

第Ⅲ-2-5表 精神病床数・入院患者数・措置患者数及び外来患者年間延数の推移
(各年12月末)

年次	精神病床数	入院患者数	措置患者数	外来患者年間延数
	床	人	人	千人
昭和40年	172,950	183,260	65,372	2,761
45	247,265	250,328	76,532	4,978
50	278,123	278,793	63,887	6,576
55	308,554	309,450	45,766	7,647
60	336,446	336,271	28,353	8,776
63	353,557	342,041	16,756	9,960

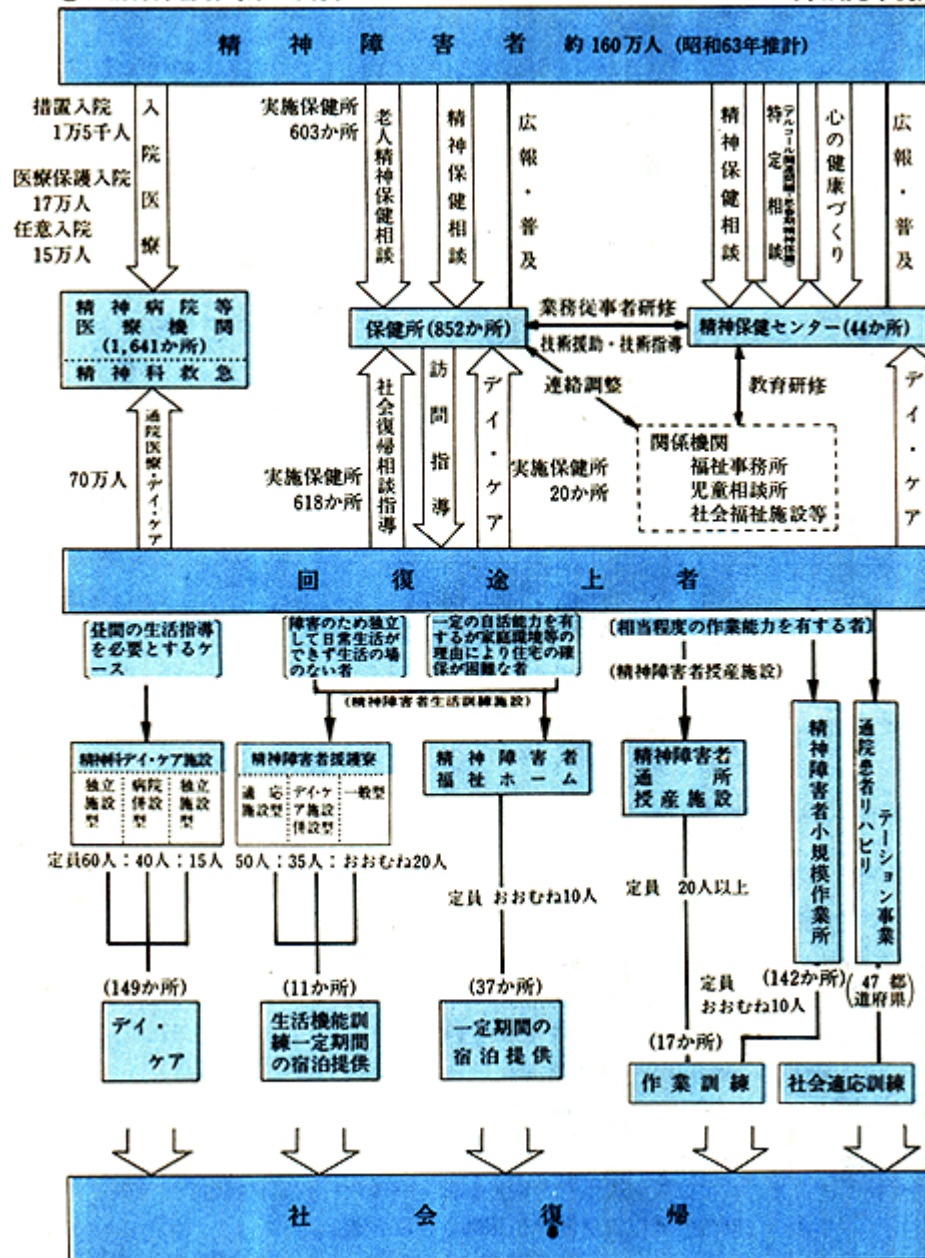
資料：措置患者数は厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」
その他は厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」

2) 精神障害者対策の概要

精神障害者対策の概要

② 精神障害者対策の概要

(平成元年度)



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

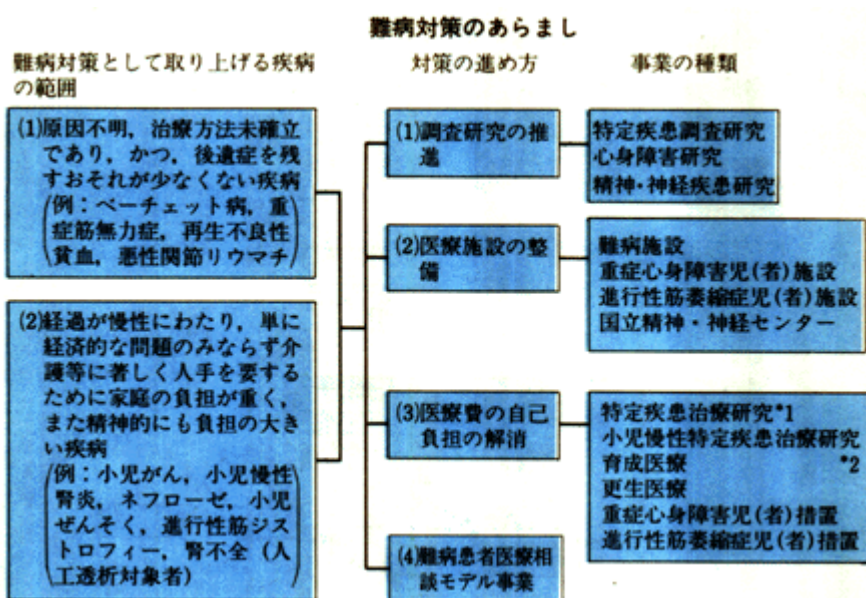
III 保健医療・薬事

2 保健医療対策

(5) 難病対策

昭和47年に定められた「難病対策要綱」に基づき体系的に種々の事業を進めている。

難病対策のあらまし



*1 特定疾患治療研究対象疾患（平成元年度）

1. ペーチェット病	18. 難治性の肝炎のうち劇症肝炎
2. 多発性硬化症	19. 悪性関節リウマチ
3. 重症筋無力症	20. パーキンソン病
4. 全身性エリテマトーデス	21. アミロイドーシス
5. スモン	22. 後縦靭帯骨化症
6. 再生不良性貧血	23. ハンチントン舞踏病
7. サルコイドーシス	24. ウィリス動脈輪閉塞症
8. 筋萎縮性側索硬化症	25. ウェゲナー肉芽腫症
9. 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	26. 特発性拡張型(うっ血型)心筋症
10. 特発性血小板減少性紫斑病	27. シャイ・ドレーガー症候群
11. 結節性動脈周囲炎	28. 表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）
12. 潰瘍性大腸炎	29. 膿疱性乾癬
13. 大動脈炎症候群	30. 広範脊柱管狭窄症
14. ビュルガー病	31. 原発性胆汁性肝硬変
15. 天疱瘡	
16. 脊髄小脳変性症	
17. クローン病	

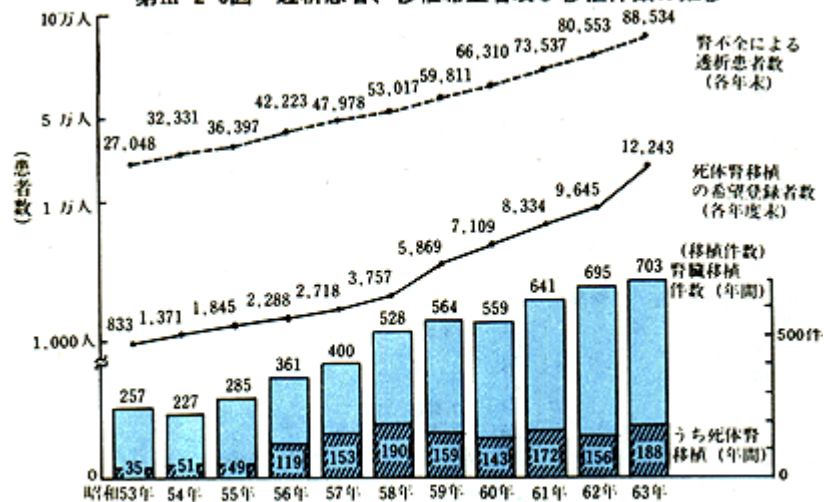
*2 小児慢性特定疾患の対象疾患群

悪性新生物
慢性腎疾患
ぜんそく
慢性心疾患
内分泌疾患
膠原病
糖尿病
先天性代謝異常
血友病等血液疾患

1 特定疾患治療研究対象疾患(平成元年度)

第Ⅲ-2-6図 透析患者、移植希望者及び移植件数の推移

第Ⅲ-2-6図 透析患者、移植希望者及び移植件数の推移



資料：日本透析療法学会（透析患者数）、日本移植学会（腎臓移植件数）、
国立佐倉病院（死体腎の移植希望者数）調べ

腎臓提供登録機関(腎バンク)一覧

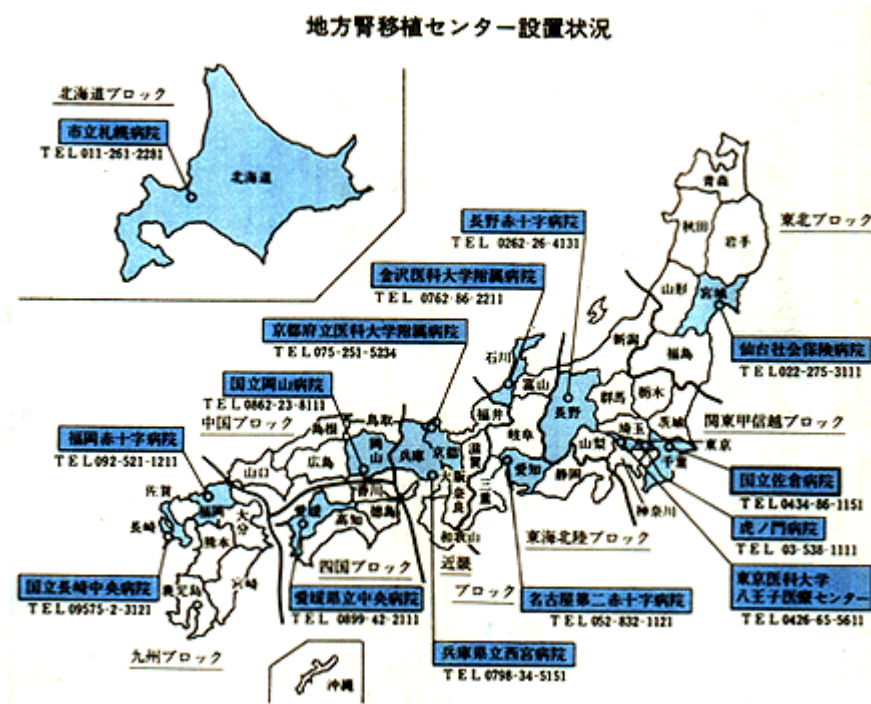
腎臓提供登録機関(腎バンク)一覧

(平成元年11月末現在)

名 称	郵便番号	住 所	電 話
北海道腎臓バンク	060	札幌市中央区北一条西7丁目おおだビル2階	011(261)2033
青森県腎臓バンク	030	青森市大宅石江字岡部101の1 財団法人青森県腎臓バンク内	0177(81)9331
岩手県腎臓バンク	020	盛岡市内丸10-1岩手県庁内	0196(51)3111
福島県腎臓バンク	960	福島市光が丘1番地福島県立医科大学内	0245(48)2111
※国立佐倉病院	285	佐倉市江原台2-36-2	0434(86)1151
腎臓移植普及会	105	港区虎ノ門1-15-16船橋ビル5階	03(502)2071
新潟県腎臓バンク	950	新潟市新光町4-1 新潟県庁内	025(285)5511
富山県腎臓バンク	930	富山市杉谷2630番地富山県立医科大学附属内科局内	0764(36)6130
石川県腎臓バンク	920-20	石川県河北郡内灘町字大学1-1金沢医科大学内	0762(86)2211
山梨県腎臓バンク	409-38	中巨摩郡玉穂町下河東1110番地山梨県立医科大学内	0552(73)1082
岐阜県腎臓バンク	500	岐阜市藪田1丁目1番地岐阜県庁内	0582(72)1111
静岡県腎臓バンク	431-31	浜松市平田町3600番地浜松医科大学医学部附属病院内	0534(35)3175
愛知県腎臓バンク	466	名古屋市中区三の丸3-2-1総合健康センター内	052(962)5371
三重県腎臓バンク	514	津市広町13 三重県庁内	0592(24)2333
滋賀県腎臓バンク	520	大津市におの浜4-4-5	0775(23)1299
京都府立医科大学附属腎臓バンク	602	京都市上京区河原町通広小路ル概井町465	075(251)5235
大阪府腎臓バンク	530	大阪市北区芝田2-2-1新梅田ビル 721号	06(374)3691
兵庫県総合保健協会腎臓バンク	662	西宮市六湛寺町13番9号県立西宮病院内	0798(34)5151
奈良県腎臓バンク	634	橿原市西条町840県立医科大学附属病院内	07442(5)3883
和歌山県腎臓バンク	640	和歌山市吹上1-2-4救急医療情報センター内	0734(24)7130
徳島県腎臓バンク	770	徳島市万代町1丁目1番地	0886(21)2212
愛媛県腎臓バンク	790	松山市一番町4-4-2 愛媛県庁内	0899(41)2111
鹿児島県腎臓バンク	980	鹿児島市下伊敷町666番地県民総合保健センター内	0992(20)2332
沖縄県保健医療福祉事業局腎臓バンク	901-21	沖縄県浦添市字沢町550番地の4沖縄県総合健康推進センター内	0988(79)6311

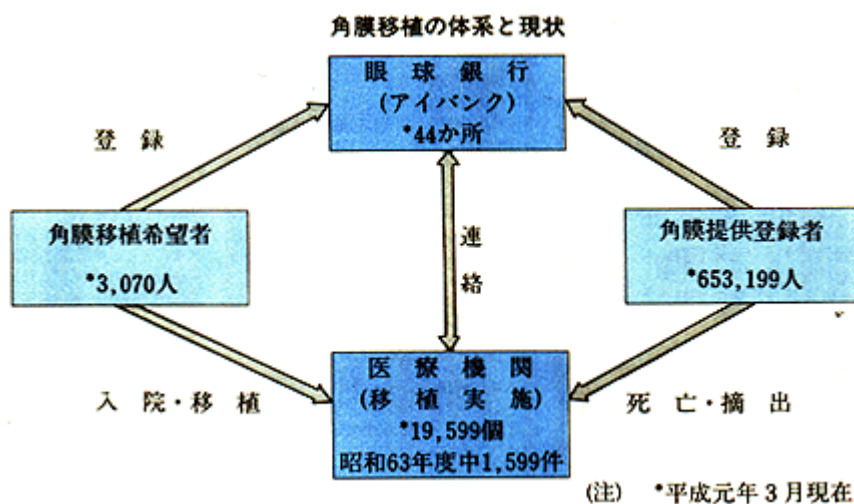
※国立佐倉病院は腎臓移植希望者の登録機関である。

地方腎移植センター設置状況



2) 角膜移植体制

角膜移植の体系と現状



(財)日本眼球銀行協会が中心となり、全国44のアイバンクが角膜移植推進のため、国民に対する普及啓発活動を行うとともに、角膜提供者の登録、角膜のあっせん等を行っている。

角膜移植の体系と現状

第Ⅲ-2-7 表角膜提供者、移植希望者、打出眼球数及び利用個数の推移

第Ⅲ-2-7表 角膜提供者、移植希望者、摘出眼球数及び利用個数の推移

年 度	提供登録者	移植希望者	摘 出 眼 球 数		移植個数
			人 数	個 数	
昭和38～55	149,133	671	4,699	8,599	7,000
56	36,724	979	894	1,607	1,327
57	67,295	1,144	1,030	1,872	1,474
58	79,649	1,439	1,131	2,060	1,805
59	62,653	2,020	1,194	2,209	1,929
60	63,814	991	1,198	2,167	1,411
61	73,593	1,153	1,256	2,278	1,588
62	64,009	1,639	1,076	1,846	1,466
63	56,329	3,070	1,027	1,920	1,599
合 計	653,199	—	13,505	24,558	19,599

注：移植希望者は各年度末待機者数
資料：厚生省保健医療局疾病対策課「アイバンク調査」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 保健医療・薬事

2 保健医療対策

(7) 国立病院及び国立療養所

1) 国立病院及び国立療養所の業務

国立病院は全国99か所(分院2,国立がんセンター,国立循環器病センターを含む)設置され,主として,がん,循環器病等に関する高度先駆的医療や総合的診療を行っているほか,臨床研究,医療従事者の研修・養成,開発途上国に対する国際医療協力等を行っている。

国立療養所は全国151か所(国立精神・神経センターを含む)設置され,主として,結核,ハンセン病等特殊な療養を必要とする専門的医療を行っているほか,臨床研究,医療従事者の研修・養成等を行っている。

2) 国立病院等の再編成後の機能類型

国立病院・療養所については,国立医療機関にふさわしい広域を対象にした高度又は専門医療等を担えるよう,その質的機能の強化を図るため,再編成が進められている。

国立病院等の再編成後の機能類型

区 分	機 能
ナショナルセンター 〔対象疾患等ごと〕 〔に全国に1か所〕	* 特定の疾患等について全国の中心機関となる施設 (例示：国立がんセンター，国立循環器病センター)
基 幹 施 設 〔ブロックごとに〕 〔1か所〕	* ナショナルセンターとの関係の下にブロックの中心機関となる施設 (例示：地方がんセンター，地方循環器病センター) * 特定の疾患についてブロックの中心となる施設 (例示：アルコール……国立療養所久里浜病院) てんかん……国立療養所静岡東病院)
高度総合診療施設 〔ブロックごとに〕 〔1か所〕	* 高度の総合診療機能にあわせ，高度の臨床研究・教育研修などの中心機関となる施設 (例示：国立東京第二病院，国立大阪病院)
総 合 診 療 施 設 〔各都道府県に〕 〔1～2か所〕	* 広域を対象とした救急医療，母子医療などの第三次の医療機能にあわせ，地域の教育研修，病院の開放，高度医療機器の共同利用などを実践・普及する機能を有する施設
専 門 医 療 施 設 〔各都道府県に〕 〔1～2か所〕	* 特定の疾患（結核，肺病，重心，筋ジス等）を対象とした専門医療を実施する施設

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 保健医療・薬事

2 保健医療対策

(8) 原爆被爆者対策

原爆被爆者対策

(8) 原爆被爆者対策

◎原爆医療法による対策

○健康診断の実施

○認定疾病に係る医療の給付*2

○一般疾病医療費の支給*3

被爆者の定義*1

被爆者数
356,488人
(元.3.31現在)

- ①市内又は一定の隣接地域内で直爆
- ②2週間以内に2km以内に入市

認定患者(厚生大臣の認定を受けた者)

- ③その他身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者
- ④上記被爆者の胎児

①、④のうち2km以内の直爆者

()内の人数は平成元年3月31日現在の受給者数、件数は昭和63年度に支給した延件数、手当の額は平成元年4月分以降の額

◎原爆特別措置法による対策

○医療特別手当の支給
(月額115,600円)
現に認定疾病の状態にある者*2 (1,963人)

○特別手当の支給
(月額42,600円)
認定疾病が治った者*2 (1,699人)

○原子爆弾小頭症手当の支給(月額39,800円)
(26人)

○健康管理手当の支給
(月額28,400円)
循環器機能障害等11の障害を伴う疾病にかかっている者 (229,967人)

○保健手当の支給
(月額14,200円、増額分28,400円)
爆心地から2km以内にいた者 (23,360円)

○介護手当の支給
(月額39,400円を限度)
心身の障害により費用を支出して介護を受けた者 (4,505件)

○家族介護手当の支給
(月額12,100円)
重度の障害者で家族の介護を受けた者 (23,536件)

○葬祭料の支給
(127,000円) (6,353件)

(注)

*1. 被爆者とは、①～④に該当するとして、都道府県知事(広島市、長崎市については市長)から被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。

*2. 認定患者とは、傷病が原爆の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた者をいい、当該傷病を認定疾病という。

*3. 一般疾病医療費の支給とは、認定疾病以外の傷病について、医療保険等一般の医療保障制度でカバーできない部分について、被爆者に対し、厚生大臣が支給するものである。

厚生白書 (平成元年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 保健医療・薬事

3 薬事

(1) 概要

薬務行政においては、有効かつ安全な医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の安定的な供給に対する国民の要請に応えるため、薬事法その他の法令に基づき、その製造、販売等について所要の規制を行っているほか、医薬分業の推進、研究開発を軸とした医薬品産業等の健全育成、医薬品等流通の適正化に努めている。また、血液事業の推進、毒物劇物、麻薬、覚せい剤等に関する取締り等にも積極的に取り組んでいる。

更に、近年の医薬品等をめぐる市場開放問題に対しても、医薬品等の有効性、安全性の確保を大前提として、適切な対応に努めている。

第Ⅲ-3-1表 医薬品等の生産額の推移

第Ⅲ-3-1表 医薬品等の生産額の推移 (単位：億円、%)								
区 分	年次	昭和59年	60	61	62	63		
		生産金額	生産金額	生産金額	生産金額	生産金額	前年比	構成割合
医 薬 品		40,270	40,018	42,807	48,254	50,595	4.9	100.0
抗生物質製剤		7,425	6,905	6,834	7,340	7,025	-4.3	13.9
循環器官用薬		5,313	5,197	5,633	6,485	6,960	7.3	13.8
中枢神経系用薬		3,965	3,839	4,305	4,948	5,175	4.6	10.2
消化器官用薬		3,443	3,538	3,720	4,370	4,583	4.9	9.1
その他の代謝性医薬品		3,305	3,141	3,286	3,683	3,964	7.6	7.8
外皮用薬		2,455	2,397	2,610	2,841	3,039	6.9	6.0
ビタミン剤		2,455	2,385	2,437	2,526	2,674	5.9	5.3
そ の 他		11,909	12,616	13,981	16,062	17,176	6.9	33.9
医 薬 部 外 品		3,647	3,704	3,899	4,131	4,474	8.3	—
医 療 用 具		9,328	9,682	9,798	10,242	11,093	8.3	—

資料：厚生省薬務局「薬事工業生産動態統計」

第Ⅲ-3-2表 医薬品等の輸出入額の推移

第Ⅲ-3-2表 医薬品等の輸出入額の推移

(単位：億円)

区分 年次	輸 出			輸 入		
	昭和60年	61	62	昭和60年	61	62
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
医 薬 品	1,320	1,233	1,284	3,311	3,100	3,288
ビタミン剤	296	270	264	102	114	102
滋養強壮 変質剤	307	265	253	219	173	131
抗生物質 製 剤	383	363	361	928	826	881
化学療法剤	53	73	132	53	50	61
その他の代 謝性医薬品	78	72	84	136	116	126
そ の 他	203	190	189	1,874	1,820	1,987
医 療 用 具	3,236	2,837	2,731	1,186	1,119	1,290

資料：大蔵省関税局「日本貿易統計」

第Ⅲ-3-3表 全国薬事関係事業数

第Ⅲ-3-3表 全国薬事関係事業数

(各年12月31日現在)

区分	年次	昭和59年	60	61	62	63
医 薬 品	製造(輸入販売)業	3,034	3,040	3,082	3,185	3,146
	薬 局	34,689	35,264	35,783	35,915	36,142
	一 般 販 売 業	8,301	8,615	8,995	9,347	9,734
	薬 種 商 販 売 業	19,192	19,175	19,108	19,070	19,001
	配 置 販 売 業	17,334	16,829	16,246	16,065	16,018
医 薬 部 外 品	製造(輸入販売)業	1,061	1,082	1,119	1,178	1,166
医 療 用 資	製造(輸入販売)業	3,143	3,297	3,431	3,636	3,822
化 粧 品	製造(輸入販売)業	1,290	1,342	1,439	1,552	1,625
毒 物 劇 物	製 造 (輸 入) 業	2,962	2,926	3,021	3,094	3,134
	販 売 業	90,558	91,371	92,663	93,882	94,479

(注) 1. 医療品製造業は薬局製造業を除いた値

2. 一般販売業は卸売業を除いた値

資料：毒物劇物販売業業態数は厚生省薬務局調べ

その他は厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

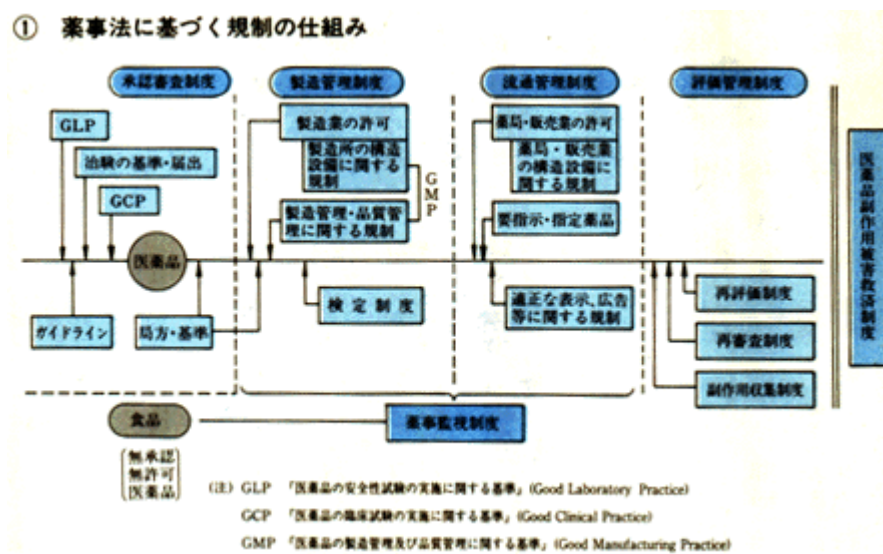
Ⅲ 保健医療・薬事

3 薬事

(2) 医薬品等の有効性及び安全性の確保

1) 薬事法に基づく規制の仕組み

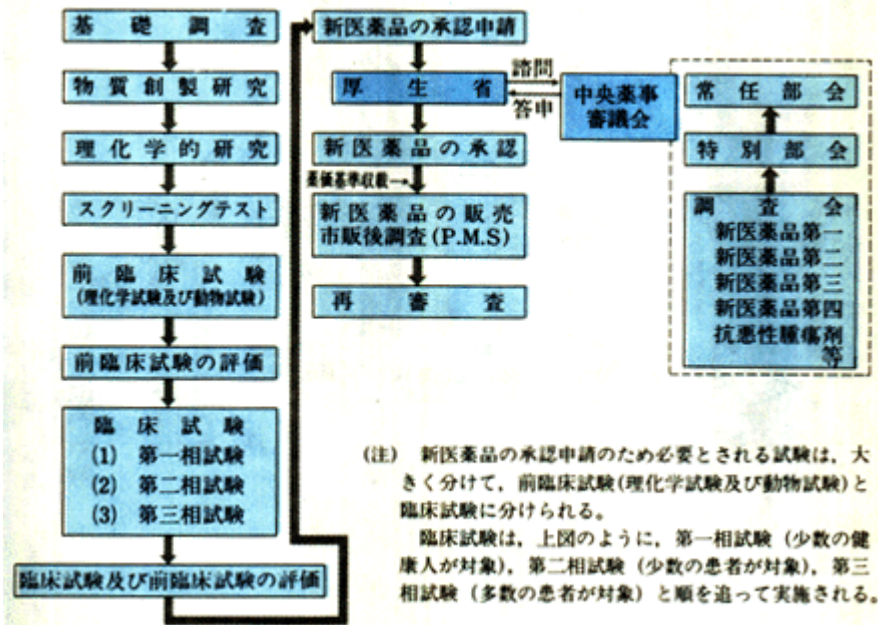
薬事法に基づく規制の仕組み



2) 新医薬品の承認審査の仕組み

新医薬品の承認審査の仕組み

② 新医薬品の承認審査の仕組み



3) 副作用情報の収集

医薬品の副作用情報を収集し、これに基づいた適切な措置を講ずるため、モニター病院、モニター薬局を指定し、医薬品副作用モニター制度、薬局モニター制度を

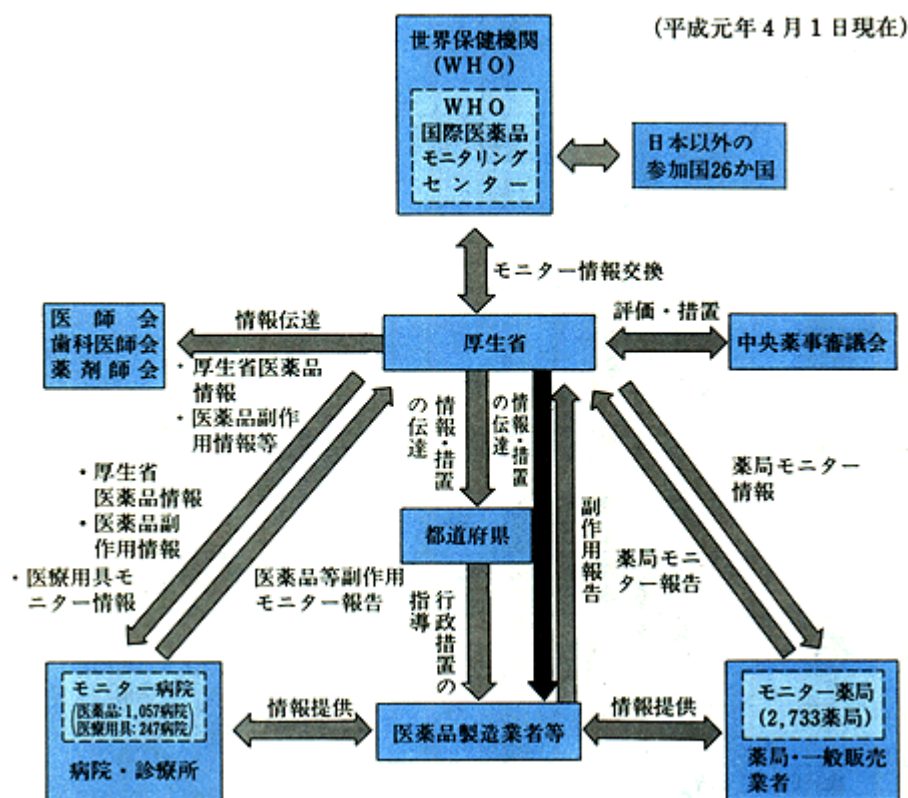
実施するとともに、医薬品製造業者等に副作用報告義務を課す等所要の措置を講じている。

また、医療用具についても、モニター制度を昭和59年11月から発足させている。

医薬品等副作用情報収集体制

医薬品等副作用情報収集体制

医薬品等副作用情報収集体制



4) 薬事及び毒物劇物監視

各都道府県に配置されている薬事監視員及び毒物劇物監視員が、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具及び毒物・劇物の製造、販売等を行う業者等に対し監視指導を行っている。

第Ⅲ-3-4表 薬事監視状況の推移

第Ⅲ-3-4表 薬事監視状況の推移		昭和59年	60	61	62	63
監視員数		2,615	2,594	2,727	2,720	2,688
許可届出施設数		383,487	392,723	402,993	410,460	416,809
立入検査施行施設数		290,009	280,457	290,111	294,367	288,416
違反発見施設数		18,378	15,989	19,648	17,012	15,419
主な違反内容	無許可・無届業	558	529	588	516	462
	無許可品	794	604	1,075	574	547
	不良品	323	315	241	221	171
処分件数	許可取消・業務停止	23	34	42	33	18
	構造設備の改善命令等	13	6	4	6	6

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」、監視員数は厚生省薬務局調べ

第Ⅲ-3-5表 毒物劇物監視状況の推移

第Ⅲ-3-5表 毒物劇物監視状況の推移						
		昭和59年	60	61	62	63
監視員数		2,765	2,735	2,708	2,699	2,657
登録(届出)箇所数		97,649	99,114	100,392	101,578	102,094
立入検査施行箇所数		88,348	89,212	94,261	86,940	89,579
違反発見箇所数		13,244	13,214	14,231	11,950	12,225
処分件数	登録取消・業務停止	2	2	0	4	5
	設備改善命令	1	5	0	0	22

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」、監視員数は厚生省薬務局調べ

第2編

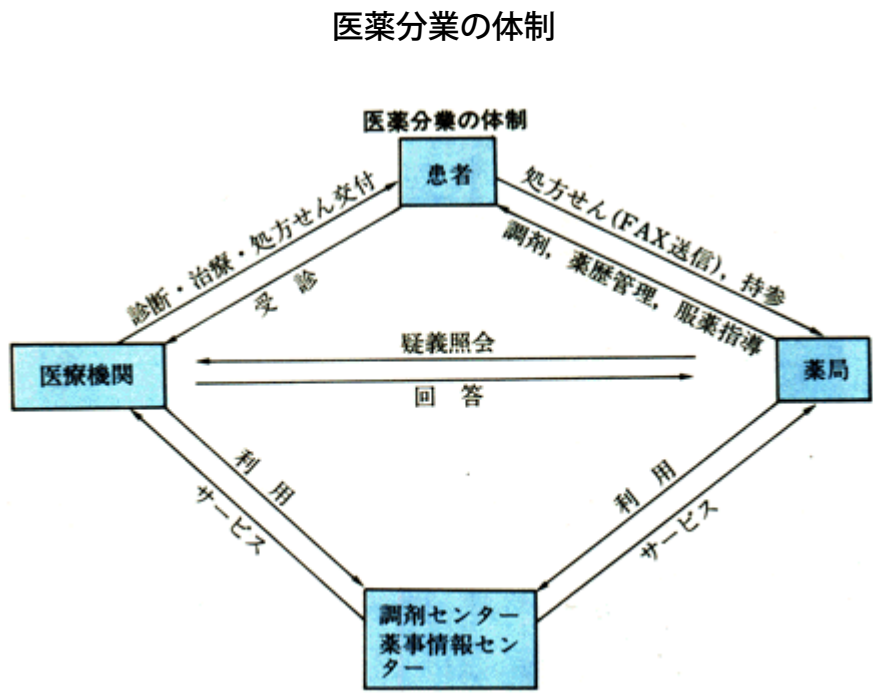
第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 保健医療・薬事

3 薬事

(3) 医薬分業

国民医療の質の向上に資する医薬分業の推進を図るため、医薬分業推進基盤整備事業等を実施するほか、平成元年からは、全国の37国立病院において院外処方せんの発行促進策を講じている。また、平成元年6月には財団法人日本薬剤師研修センターが設立され、医薬分業の担い手となる薬剤師の生涯教育に当たっている。



第Ⅲ-3-6表 薬局数、保険薬局数及び処方せん枚数の推移

第Ⅲ-3-6表 薬局数、保険薬局数及び処方せん枚数の推移

	薬 局 数	保 険 薬 局 数	処方せん枚数(万枚)
昭和59年度	34,689	29,592	10,243
60	35,264	30,095	10,616
61	35,723	30,345	11,253
62	35,915	30,203	11,868
63	36,142	30,434	12,687

(注) 保険薬局のうち都道府県知事が保険薬局として指定したもの。
資料：厚生省薬務局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 保健医療・薬事

3 薬事

(4) 医薬品産業政策

1) 結合的産集政集の推進

極めて技術志向性の高い代表的な知識・技術集約型産業であり,国民の保健医療水準の維持向上を支える中核的な健康科学産業である医薬品産業の重要性に鑑み,研究開発力の強化をはじめとした総合的な産業振興施策を積極的に推進している。

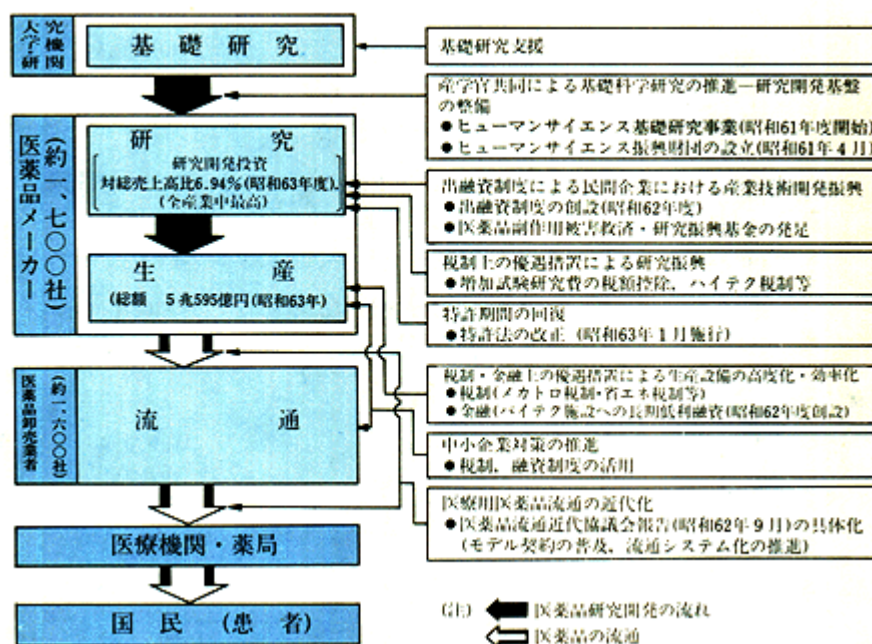
2) 医薬品流通の近代化・効率化

医薬品が生命関連商品であり,その安定的な生産・供給が国民医療を守る上で極めて重要であることから,医薬品流通の近代化・効率化を推進する必要がある。

このため,昭和58年3月に医薬品流通近代化協議会を設置し,検討を進めてきたが,62年9月に,流通当事者間のモデル契約の策定・普及による取引条件の改善,流通システム化を通じての流通活動の効率化等を内容とする報告書が提出された。今後は報告書の実行に取り組むとともに,医療用医薬品流通に極めて強い影響を及ぼしている薬価基準制度のあり方について,流通の観点から検討することとしている。

医薬品産業の現状及び産業振興政策(概念図)

医薬品産業の現状及び産業振興政策(概念図)



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 保健医療・薬事

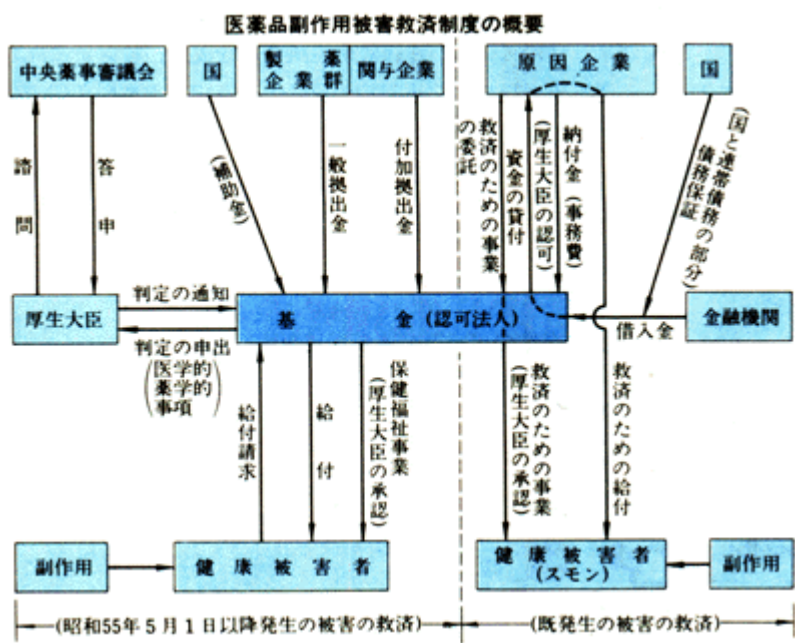
3 薬事

(5) 医薬品副作用被害救済制度

医薬品の副作用による健康被害を受けた者に対し迅速な救済を行うため、医薬品副作用被害救済基金が昭和54年に設立され(62年10月1日から医薬品副作用被害救済・研究振興基金に名称変更)、医薬品の製造業者等からの拠出金をもとに、健康被害者に対し、医療費、障害年金等の救済給付が行われている。

なお、血液製剤の投与によるエイズ患者等の救済についても、本制度に準じて救済給付が行われている。

医薬品副作用被害救済制度の概要



第Ⅲ-3-7表 救済給付状況の推移

第Ⅲ-3-7表 救済給付状況の推移 (昭和63年度末現在)

	請 求 件 数	支 給 件 数	支 給 金 額 (千円)
昭和55～58年度	211	128	167,162
59	130	62	109,084
60	115	94	184,741
61	133	98	206,769
62	136	83	260,959
63	175	120	367,859
計	900	585	1,296,572

資料：医薬品副作用被害救済・研究振興基金調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

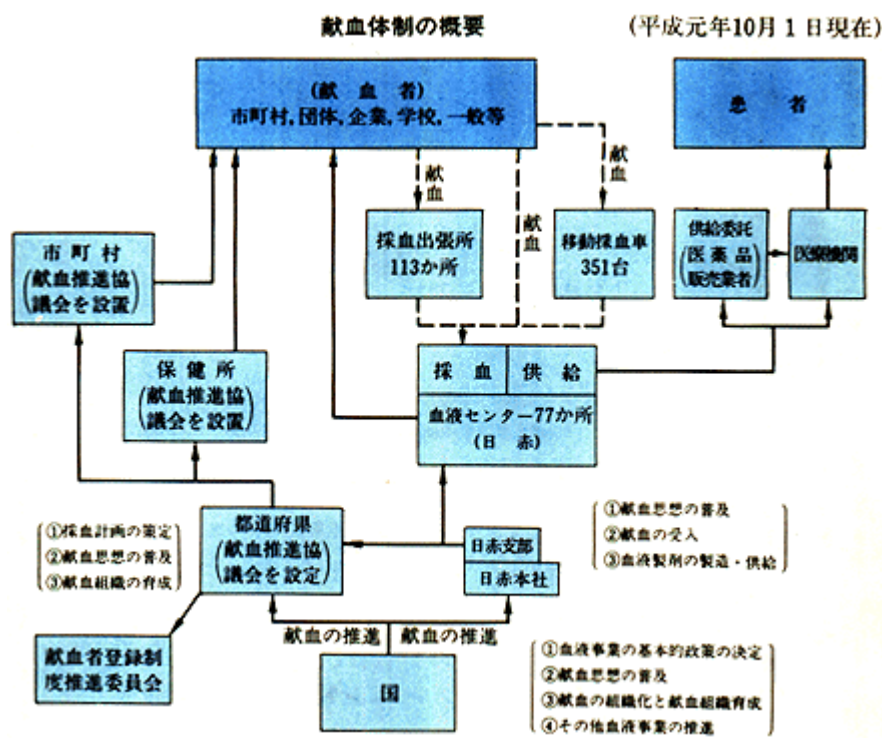
Ⅲ 保健医療・薬事

3 薬事

(6) 血液事業

安全性の高い血液製剤を安定的に供給し,かつ,すべての血液製剤を献血血液で確保することを目的に,昭和61年度から従来の200ml献血のほか,新たに400ml献血及び成分献血を導入する等新しい血液事業を推進し,全国的に献血受入体制の整備と献血思想の普及等の措置を講じている。

献血体制の概要



第Ⅲ-3-8表 献血者数及び献血量の推移

第Ⅲ-3-8表 献血者数及び献血量の推移

年 次	献血希望者数 (千人)	献 血 者 数 (千人)	献血者内訳 (千人)			献血量 (千ℓ)	対 前 年 比 %
			200ml	400ml	成 分		
昭和59年	9,212	8,308	8,308	—	—	1,662	108.2
60	9,645	8,696	8,696	—	—	1,739	104.7
61	9,561	8,598	7,962	617	19	1,845	106.1
62	9,124	8,217	7,112	1,049	56	1,861	100.9
63	8,820	7,974	6,622	1,250	102	1,859	99.9

資料：厚生省薬務局調べ

第Ⅲ-3-9表 血液製剤の供給状況の推移

第Ⅲ-3-9表 血液製剤の供給状況の推移

(単位：千本)

区分		年次 単位	昭和59年	60	61	62	63
全 血 製 剤	保 存 血 液	1	989	814	678	655	593
		2	—	—	35	66	76
	新 鮮 血 液	1	734	690	610	551	492
		2	—	—	20	39	49
	小 計		1,723	1,504	1,343	1,311	1,211
血 液 成 分 製 剤	赤血球製剤	1	4,241	4,571	4,106	3,548	3,446
		2	—	—	272	499	656
	血 漿 製 剤	1	5,540	6,065	5,058	4,029	3,720
		2	—	—	369	613	707
		5	—	—	—	1	12
	血小板製剤	1	2,254	2,557	2,393	2,229	2,284
		2	—	—	201	390	513
		5	—	—	7	22	32
		10	—	—	6	16	28
	小 計		12,035	13,193	12,412	11,347	11,398

(注) 1. 全血製剤とは、すべての血液成分（赤血球、血小板、血漿など）が含まれている製剤である。

2. 血液成分製剤とは、採血した血液を赤血球、血小板及び血漿の成分に分離した製剤である。

3. 1単位及び2単位とは、200ml献血及び400ml献血からそれぞれ造られた製剤の単位である。

4. 血漿製剤の5単位とは、200ml献血から造られた血漿製剤中の血漿量を1単位とし、その5倍量を含む製剤の単位である。

5. 血小板製剤の5単位とは、200ml献血から造られた血小板製剤中の血小板量を1単位とし、その5倍量を含む製剤の単位である。

資料：厚生省薬務局調べ

第Ⅲ-3-10表 血漿分画製剤(アルブミン製剤)の製造量の推移

第Ⅲ-3-10表 血漿分画製剤(アルブミン製剤)の製造量の推移

(単位：kg)

年 次	昭和55年	60	61	62	63
アルブミン量 (輸入依存率 %)	26,990 (92)	97,877 (96)	84,995 (94)	67,446 (91)	70,168 (91)
血漿換算量(万ℓ)	106.0	384.0	334.0	265.0	276.0

(注) 血漿分画製剤とは、血漿中の蛋白質を化学的手法により、分離精製したもので、アルブミン製剤、グロブリン製剤及び血液凝固因子製剤の3種類がある。

このうち最も使用量の多いのがアルブミン製剤である。

資料：厚生省薬務局調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

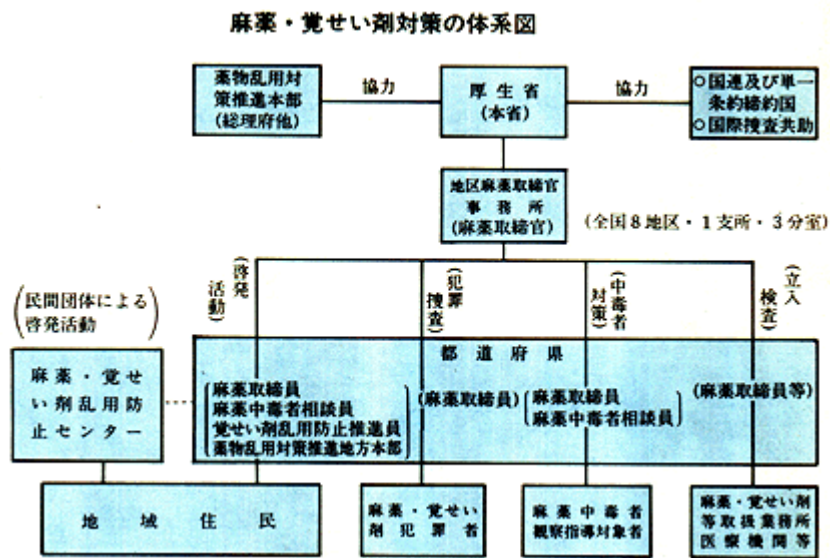
Ⅲ 保健医療・薬事

3 薬事

(7) 麻薬・覚せい剤等

全国に配置された地区麻薬取締官事務所及び都道府県を通じ,啓発活動,立入検査,違反の取締り等の麻薬・覚せい剤等対策を総合的に推進している。

麻薬・覚せい剤対策の体系図



第Ⅲ-3-11図 麻薬・覚せい剤事犯の推移

